

平成30年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第238回定例会

2月26日開会

2月26日閉会

第238回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成30年2月26日(月曜日)

出席議員(18名)

1番 志村 新一郎 君	2番 山 谷 清 君
3番 柄 目 孝 治 君	4番 細 川 健 也 君
5番 佐 藤 長 成 君	6番 松 崎 良 一 君
7番 高 橋 茂 美 君	8番 管 原 研 治 君
9番 佐 藤 貴 久 君	10番 丸 山 勝 利 君
11番 大 沼 克 巳 君	12番 吉 野 敏 明 君
13番 高 橋 た い 子 君	14番 平 間 奈 緒 美 君
15番 眞 壁 範 幸 君	16番 神 崎 安 弘 君
17番 菊 池 修 一 君	18番 佐 藤 吉 市 君

説明のため出席した者

理 事 長 滝 口 茂 君	理事長職務代理者 大 友 喜 助 君
理 事 山 田 裕 一 君	理 事 村 上 英 人 君
理 事 小 関 幸 一 君	理 事 齋 清 志 君
理 事 佐 藤 英 雄 君	理 事 小 山 修 作 君
理 事 保 科 郷 雄 君	助 役 岩 間 利 裕 君
教 育 長 船 迫 邦 則 君	監 査 委 員 佐 藤 長 壽 郎 君
会 計 管 理 者 加 藤 弘 一 君	総 務 課 長 阿 部 和 之 君
企画財政課長 水 戸 卓 司 君	滞 納 整 理 課 長 大 槻 充 夫 君
介護保険課長 関 場 幸 江 君	業 務 課 長 阿 部 直 樹 君
消 防 長 咲 間 定 実 君	次 長 村 上 雅 浩 君
管 理 課 長 佐 々 木 保 方 君	警 防 課 長 半 澤 正 勝 君
指 令 課 長 加 藤 修 一 君	教 育 次 長 水 戸 雅 彦 君
業務課長補佐 宍 戸 清 人 君	

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 藤 雅 章 君	書 記 佐 藤 真 由 美 君
-------------------	-----------------

議事日程

平成30年2月26日(月) 午後4時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 施政方針表明
- 第5 第1号議案 教育委員会委員の任命について
- 第6 第2号議案 教育委員会教育長の任命について
- 第7 第3号議案 損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾について
- 第8 第4号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第9 第5号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)
- 第10 第6号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
- 第7号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター
特別会計予算

午後5時59分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

第1号議案 教育委員会委員の任命について

第2号議案 教育委員会教育長の任命について

第3号議案 損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾について

第4号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

第5号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)

第6号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第7号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

午後4時 開会

○議長(柄目孝治君) みなさんこんにちは。

各市町、各議会ともに忙しい時間帯ではありますが、お集まりいただきありがとうございます。

これより、第238回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします
直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により理事長以下関係者の出席を求めています。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柄目孝治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により、議長において、2番、山谷清君、17番、菊池修一君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(柄目孝治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柄目孝治君) ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長(柄目孝治君) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員から監査結果の報告がありました。

その写しは、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

続いて、理事長より報告があります。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第238回仙南地域広域行政事務組合議会よろしく願いいたします。

本日ここに、第238回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙中のところご出席をいただき、提出案件のご審議を煩わすことができますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、行政報告といたしまして、農林業系廃棄物の試験焼却関係についてであります。

はじめに、昨年 12 月 27 日の議会定例会において行政報告しておりました、同日に開催された、知事と試験焼却予定 4 圏域の管理者等の首長との会合について、ご報告いたします。

この会合におきましては、①「4 圏域で試験焼却を行うこと」、②「2 月上旬以降に試験焼却を開始すること」、③「焼却開始の期日は、各圏域で調整し、それぞれ判断すること」、④「県は、圏域の判断に応じ、広域移動に向けた準備等のため調整を行うこと」の 4 項目の合意がなされました。

この会議の概要につきましては、昨年 12 月 28 日付の文書で議員各位にご報告いたしましたところであります。

次に、当圏域の県の会議における合意事項に基づく試験焼却の実施につきまして、ご報告申し上げます。

本年 2 月 14 日に理事会臨時会を開催し、協議を行いました結果、本年 3 月から試験焼却を開始することとし、その開始日につきましては、理事長及び白石市長に一任することに決定いたしました。

既に震災の発生から 6 年 11 か月が経過し、試験焼却開始の決定を先延ばしすることにより、農林業系廃棄物を一時保管されている農家の方々に対し、これ以上の負担をかけられないこと、先延ばしすることにより、住民が不信感を抱く恐れがあることなどから、このように判断したものでございます。

次に、試験焼却計画といたしましては、3 月に、第 1 クールとして、白石市の 1 キログラム当たり 100 ベクレル以下のほだ木を、1 日 1 トン、5 日間で合計 5 トンを焼却し、4 月には、第 2 クールとして、角田市の同じく 400 ベクレル以下の堆肥を、同様に合計 5 トン焼却する計画であります。

なお、第 3 クール以降の焼却計画につきましては、第 2 クールまでの測定結果等を検証し、改めて理事会において協議することとしたものであります。

次に、実施に当たっての監視体制といたしましては、敷地境界等における空間線量率の測定をクールごとに週 5 回実施し、煙突排ガス、スラグ及び固化灰の放射性セシウム濃度の測定につきましては、クールごとに 1 回実施することとしております。

また、国において仙南クリーンセンター及び仙南最終処分場に設置しましたモニタリングポストにつきましては、本年 2 月 13 日から運用が開始されており、空間線量率を常時監視しているところでございます。

最後に、試験焼却に係る結果につきましては、第 1 及び第 2 クールの測定結果をそれぞれ公表するとともに、6 月に住民説明会を開催し、説明する予定としております。

このことから、当組合といたしましては、試験焼却開始日に向け、万全の準備を整えますとともに、焼却に当たりましては、運営会社であります株式会社仙南環境サービス

に対し、試験焼却計画に基づき適正な運転管理を行うとともに、十分な安全性の検証を行いながら実施するよう、徹底した指導・監督を行う所存でございます。

組合及び搬入する市町が連携し、圏域住民の安全・安心に十分配慮した監視体制を確立した中において、試験焼却を実施してまいりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、角田市の●●氏が当組合に対して損害賠償を請求している控訴審判決についてであります。

本裁判の経過につきましては、これまで機会のあるたびに報告してまいりましたが、本年1月18日に行われました裁判におきまして、裁判官から和解条項案が提示され、同日付で民事訴訟法第89条に基づく和解勧告がなされております。

この和解勧告がなされるに当たり、裁判官から本事案は和解により解決することが相当であると認める事案であり、本和解条項案は裁判所の合理的な提案であるとの説明がなされております。

この和解勧告を受け、翌日開催の理事会におきまして協議を行っております。

その結果、本和解勧告は裁判所から提示されたもので、第1審の判決において、●●氏側の請求が棄却されたものの、当組合側にも契約締結前の段階における信義則上の注意義務違反があったとの裁判所の判断が付されておりましたこと、また、本事案は和解により解決することが相当であると認めるとの裁判所の判断であることなどから、真摯に受け止める必要があるものとして、理事会として、和解勧告を受け入れることと判断したものであります。

なお、本和解に係る議案等につきましては、本議会定例会に提案しておりますので、よろしくお取り計らいお願い申し上げます。

次に、平成28年10月に当組合と亘理名取共立衛生処理組合との間で締結した、一般廃棄物処理に係る相互応援協定に基づく家庭系一般廃棄物の受入れについて、ご報告申し上げます。

亘理名取共立衛生処理組合の一般廃棄物処理施設では、本年2月から1か月程度、2年に一度の大規模な点検等を予定しており、家庭系一般廃棄物の焼却処理に著しく支障を来すこととなることから、本年1月16日付で同組合から協力依頼があったものでございます。

このことから、本年1月19日の理事会において協議を行い、仙南クリーンセンターの運営会社から受入れが可能であると確認が取れましたので、家庭系一般廃棄物の受入れを行うこととしたものでございます。

受け入れる家庭系一般廃棄物につきましては、上限を1,200トン、1日あたり50トン程度とし、本年2月5日から3月31日までの期間で受入れを行うものでございます。

なお、家庭系一般廃棄物の受入れに係る予算につきましては、補正予算を編成し、本

議会定例会に提案しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

白石斎苑におきましては、本年1月から実施設計に着手し、現在、配置図や平面図等の詳細設計を行っているところであります。また、柴田斎苑につきましては、予定どおり3月末までに造成工事を終え、4月から建築工事に着手することとしており、両斎苑とも順調に進捗しているところでございます。

なお、柴田斎苑におきましては、請負事業者が3月29日に安全祈願祭を執り行う予定としておりますので、年度末の大変お忙しい時期とは存じますが、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防車両の新規及び更新配備についてであります。

消防車両につきましては、消防車両整備計画に基づき順次整備を進めているところでございます。

今回配備した車両は、指揮隊車及び高規格救急自動車の2台であります。

指揮隊車につきましては、消防本部に新規配備し、大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣体制強化を図るため、総務省消防庁からの増隊登録の要請に基づき配備したものでございます。

また、高規格救急自動車につきましては、取得後、10年が経過し、老朽化が著しいことから更新したもので、角田消防署丸森出張所に配備しております。

両車両とも、昨年12月24日から運用を開始しております。

次に、仙南地区自主視聴覚教材発表会についてであります。

同発表会は、今回で40回目の節目を迎えるに当たり、名称を「仙南ふるさとCMグランプリ」とし、ショートムービー部門、ムービー部門及び紙しばい部門の3部門で開催したものであります。

2月6日に行われた上映会・審査会におきましては、9作品の応募があり、審査の結果、ムービー部門の最優秀賞に大河原町の佐藤屋プロジェクト●●●●氏の「国登録有形文化財佐藤屋住宅-その伝統的建築物と意匠性-」、優秀賞に丸森町の●●●●氏の「丸森の歴史シリーズNo.8～鹿狼山の手長明神～」が、また、ショートムービー部門の優秀賞に柴田町立船岡小学校児童会の「いじめ見のがしゼロ～ぼくらはだれもみすてない～」が選定されました。

今回選定された3作品のほか応募のありました全作品が、全国自作視聴覚教材コンクールに推薦されることとなりました。

最後に、AZ9ジュニア・アクターズ第25回公演の結果についてであります。

第23期生から第25期生まで、27名のAZ9ジュニア・アクターズは、昨年6月からプロの演出家による指導のもと、創造力・表現力を伸ばすレッスンを受けるとともに、当教育委員会主催の「あずなびあまつり」や柴田町の「福祉まつり」などに出演し、活

動してまいりました。

その1年間の成果を披露する公演として、2月11日、12日の両日、えずこホールを会場に、「牟宇姫とボクとあの殿様～角田治水史異聞～」を上演いたしました。

2日間の公演におきましては、延べ1,045人の方々にご来場いただき、江戸時代の角田領主石川宗敬とその妻で伊達政宗の二女牟宇姫が阿武隈川の治水工事に奮励努力する史実を基にした物語で、地域密着型の公演として、好評を博したところであります。

今後も、将来の圏域文化を担う核となる人材育成のため、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

日程第4 施政方針表明

○議長(柄目孝治君) 日程第4、平成30年度の施政方針について表明したい旨、理事長から申し出がありますので、これを許します。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) ご審議をいただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成30年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から間もなく7年が経過しようとしております。宮城県内の復旧・復興の歩みは、全体としては着実に進んでおりますが、三陸沿岸部ではまだ多くの復興関連工事が行われており、更なる加速化が望まれるところでございます。

また、県内の景気に目を向けますと、災害復旧需要はピークを過ぎているものの、経済活動は総じて高水準で推移しており、基調としては緩やかに回復を続けております。

しかし、国全体に目を向ければ、少子高齢化の進行と生産年齢人口が減少する中で、どのように経済の持続的な成長を果たしていくのかが重要な課題となっております。

組合の構成市町におきましては、地域の特性や独自性をいかしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、社会保障関係経費などの更なる増加が見込まれる中、国からの普通交付税の減額も懸念され、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

このような中、当組合では、ごみ・し尿処理、火葬、消防、視聴覚教育など、構成市町から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えていかなければならないと考えております。

はじめに、消防事務について申し上げます。

昨年も全国各地で多種多様な災害が発生しております。

昨年7月に発生した九州北部豪雨では41名の死者、行方不明者などの犠牲者を出した

ほか、相次ぐ台風の上陸や局地的豪雨、さらには地震、火山の噴火、雪崩などにより全国各地に大きな災害がもたらされました。

また、昨年5月には、北九州市において防火対象物の使用開始届が提出されていない木造アパートからの火災により、高齢者を含む6名が亡くなり、今年1月の札幌市における自立支援施設の火災では、防火管理面の不徹底により、高齢者を含む11名が亡くなる痛ましい火災も発生しております。

当管内におきましては、昨年の台風22号の影響により、土砂災害や床上浸水などが多発し、1月30日には蔵王山の火山活動が活発化し、噴火警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられ、火口周辺規制が発表されるなど、改めて自然の驚異を感じているところでございます。

以上のことから、次の重点事務・事業を実施してまいります。

当消防本部では、大規模災害対応のため昨年末に新たに指揮隊車を整備し、本年4月に緊急消防援助隊宮城県大隊指揮隊への登録を予定しており、災害対応力の向上はもとより、指揮能力の更なる向上を図り、効果的な災害活動を行ってまいります。

次に、管内の人口は緩やかに減少しているものの、高齢化率の上昇に伴い、昨年の救急出動件数は一昨年より163件増の7,959件となっております。更なる救急需要の多様化、高度化に対応するため、高規格救急自動車の計画的な更新整備と併せ、運用する救急救命の有資格者を確保するとともに、職員に対し病院実習・症例検討会などの研修を受講させ、救命処置拡大に伴う救急技術の更なる向上と救命率の向上に努めてまいります。

次に、建物火災による死者等を発生させないため、宮城県内で最低となっている管内の住宅用火災警報器の適合設置率の向上を図るため、構成市町、消防団、婦人防火クラブなどと連携し、災害弱者を守る住宅用火災警報器の適切な措置を推進してまいります。

また、防火・防災指導と法令違反がある防火対象物に対する是正指導を強力に進め、今後とも、より一層、組織一丸となった対応を図り、圏域住民の安全・安心のため積極的に取り組んでまいります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

はじめに、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

柴田斎苑につきましては、平成31年4月からの供用開始に向け、本年4月からいよいよ建築工事に着手することとしております。

また、白石斎苑につきましては、実施設計に並行して本年5月から造成工事に着手し、10月から建築工事に着手する予定としております。

人生の終焉の場にふさわしい、人や環境に配慮した施設建設のため、工事の安全管理に万全を期して事業に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、ごみ処理関係であります。本年度も家庭ごみ有料化事業を通じて、更なるごみの減量化と資源化率の向上を図ってまいるとともに、本年度で2年目を迎える仙南クリーンセンターにつきましては、施設の運転、維持管理及び仙南最終処分場の延命化事業が適正に実施されるよう、施設の運営事業者に対し、引き続き専門のコンサルタント業者による運営監視などを徹底し、指導監督を行ってまいります。

また、農林業系廃棄物に係る試験焼却につきましては、十分な安全性の検証を行いながら実施する所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

環境衛生関係の最後になりますが、し尿処理施設についてであります。

角田及び柴田衛生センターの両施設は、共に供用開始から約30年が経過し、施設の耐用年数を超過していることから、長寿命化の適否等について調査を行うとともに、公害防止に係る関係法令に基づく各種検査・点検・維持補修などを実施し、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。

次に、視聴覚教育・圏域活性化事業について申し上げます。

はじめに、視聴覚教育事業では、学校教育及び社会教育における視聴覚教育や生涯学習需要に応えるため、視聴覚教材に関する情報提供の充実を図るとともに、ICT社会に対応した知識及び技術の向上を図るため、各種研修会や講座を引き続き実施してまいります。

これらの研修会等につきましては、平成27年度からアウトリーチ事業として実施しており、圏域内の団体の要望に合わせた日時や内容で行うことにより、ご好評をいただいておりますことから、引き続きご要望に細やかに対応して、実施してまいります。

また、自作視聴覚教材制作の講座につきましては、初心者・シニア向けのシニアにやさしいかんたん！ビデオ講座において、定員を超える申込みがあり、ご好評をいただいておりますことから、継続して開催してまいります。

次に、圏域活性化事業につきましては、将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業である、AZ9ジュニア・アクターズ養成事業、社会教育施設の無料開放事業である、AZ9パスポート事業について、本年度も引き続き実施してまいります。

次に、仙南芸術文化センターえずこホール事業について申し上げます。

えずこホールでは、住民参加型文化創造施設として、毎年600本ほどの主催事業を開催し、延べ3万人を超える方々にご参加いただいております。

えずこホールでは、感動と希望をもたらし、創造力を育み、共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点として、本年度におきましても、住民参加型の各種事業、アウトリーチ事業及び鑑賞事業を柱として、人と地域が豊かに活性化していく各種事業を積極的に実施してまいります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理事務の共同処理は、平成30年度には14年目を迎えることとなります。

滞納整理課の設置から平成 28 年度までの 12 年間の徴収総額は、督促手数料・延滞金を含め 12 億 8,400 万円となり、引受け滞納税総額 23 億 8,000 万円に対する徴収率は、53.94 パーセントとなっております。

今年度におきましても、財源の確保及び税負担の公平性の観点から財産などの実態調査を行うとともに、積極的に給与、預貯金を含む資産の差押処分を行い、換価処分が可能な差押不動産や動産については、一般公売、インターネット公売などを活用して滞納処分を進めてまいります。

また、構成市町担当職員の徴収技術の向上のため、個別事案に関する相談事業及び実務研修会を引き続き開催するほか、広報紙などを通して滞納整理課の業務内容を圏域住民に周知し、自主納付の働きかけを行うとともに、悪質な滞納者に対しては、徹底した催告や差押処分などを行うことにより、仙南 2 市 7 町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

2025 年には、団塊の世代が 75 歳を迎え、4 人に 1 人が後期高齢者となる超高齢化社会に突入するといわれております。

構成市町では、こうした問題の解決に向けて第 7 期介護保険事業計画を策定しており、被保険者の費用負担割合や保険料も変更となるなど、利用者に直結する制度の改正を控えております。

このことから、構成市町と連携し、引き続き公平かつ信頼性の高い審査及び判定が行われるよう、委員の研修などを通じて介護認定審査会の適正な運営を図ってまいります。

また、全ての人が障害の有無にかかわらず、共通の制度のもとで公平な福祉サービスを受けられるよう、市町村審査会につきましても、介護認定審査会同様、公平かつ信頼性の高い審査及び判定に努めてまいります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきましても、議員各位の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

日程第 5 第 1 号議案 教育委員会委員の任命について

○議長(柄目孝治君) 日程第 5、第 1 号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩をし議員全員協議会を開きます。

議員の方々は議員控室にお集まり願います。

なお、議事進行の都合上、この全員協議会において第 2 号議案についても併せて説明を受けることといたしますのでご了承願います。

議員の方々は、議員控室にお集まり願います。

午後4時29分 休憩

午後4時33分 再開

○議長(柄目孝治君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長

○理事長(滝口茂君) 第1号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります、佐藤よし美さんは、本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、現在、白石市教育委員会委員の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任と存じます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただいま、議題となっております、第1号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第1号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただいま、教育委員会委員の任命について同意されました佐藤よし美君から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

[教育委員 佐藤よし美君 入場]

○教育委員(佐藤よし美君) こんにちは。佐藤よし美でございます。

ただいま、議会の皆様より、私の教育委員就任につきまして、同意いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

教育委員の仕事は、私にとりましては大変重責ではございますが、今までの経験をい

かし、微力ながら誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

どうぞ皆様方のお力添えをいただきたく、お願い申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。【拍手】

〔教育委員 佐藤よし美君 退場〕

日程第6 第2号議案 教育委員会教育長の任命について

○議長(柄目孝治君) 日程第6、第2号議案、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により船迫邦則君の退席を求めます

〔教育長 船迫邦則君 退場〕

○議長(柄目孝治君) 理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第2号議案、教育委員会教育長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

当組合の教育委員会教育長であります船迫邦則さんは、本年5月26日をもって任期満了となりますが、再び教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、現在、柴田町教育委員会教育長の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の教育委員会教育長に最適任と存じます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

ただいま、議題となっております、第2号議案、教育委員会教育長の任命については、これに同意することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(柄目孝治君) 起立全員であります。

よって、第2号議案は、これに同意することに決定いたしました。

ただいま、教育委員会教育長の任命について同意されました船迫邦則君から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。船迫邦則君。

〔教育長 船迫邦則君 入場〕

○教育長（船迫邦則君） 皆さんこんにちは。

今回の定例議会におきまして、皆様のご同意をいただき、引き続き教育長として任命いただきました。誠にありがとうございます。

初心を忘れることなく、皆様のご協力をいただきながら、2市7町の教育のより一層の活性化を目指して全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

どうぞよろしく、お願いを申し上げます。【拍手】

日程第7 第3号議案 損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾について

○議長（柄目孝治君） 日程第7、第3号議案、損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第3号議案、損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年12月7日に●●●●●訴訟承継人、●●●氏から提起されました、平成28年（ネ）第409号損害賠償請求控訴事件について、仙台高等裁判所から和解勧告がなされ、理事会として協議いたしました結果、和解勧告を受諾し和解すべきものと判断いたしましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

和解勧告を受諾することとした理由といたしましては、第1審の判決において、●●●氏側の請求が棄却されたものの、当組合側にも契約締結前の段階における信義則上の注意義務違反があったとの裁判所の判断が付されておりましたこと、今回提示されました和解勧告が裁判所からのものであり、裁判所の合理的な提案であるということを真摯に受け止め、理事会として受諾することとしたものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柄目孝治君） 続いて、詳細説明を求めます。

○総務課長（阿部和之君） 議長。

○議長（柄目孝治君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） 第3号議案、損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本議案につきましては、理事長の提案理由にありますとおり、角田市の●●●●●●●●訴訟承継人●●●氏から提起されました、平成28年（ネ）第409号損害賠償請求控訴事件について、仙台高等裁判所から和解勧告がありましたので、これを受諾し和解することについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

4の和解条項案になりますが、

(1)被控訴人、これは組合となります。被控訴人は控訴人に対し、本件の一切の解決金として1千万円を平成30年3月30日限り支払う。

(2)控訴人は、その余の請求を放棄する。

(3)控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本和解条項に定めるもののほかは、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4)訴訟費用は、第1審、2審を通じ、各自の負担とする。

という内容であります。

この裁判は、仙南クリーンセンターの設置場所である、角田市毛萱字西ノ入地区の前の候補地でありました、角田市毛萱字丸森地区の用地交渉において契約締結前の信義則上の注意義務違反があったということで争われた裁判であります。

これまでの裁判にいたる経緯と用地選定の経過を併せてご説明申し上げます。

平成14年2月7日に当時の新ごみ処理施設の建設用地として、●●氏所有の角田市毛萱字丸森地内の土地に係る売却承諾書を受領しております。

この土地承諾書は、平成14年2月7日付で、●●●●氏から当時の●●●●理事長宛てに提出された書面となっております。

この、記載されている内容といたしましては、仙南地域広域行政事務組合新ごみ処理施設用地として、私所有の下記の土地を売却することについて承諾しますというもので、●●氏所有の土地15筆に係る地番、地目、地積が記載されており、土地の面積は合計で31,777.62平方メートルとなっております。

これに掛かる金額についての記載はございません。

この土地売却承諾書が提出された翌日に開催されました理事会におきまして、新ごみ処理施設整備計画概要について協議を行い、新施設の負担区分を2市5町、処理能力を24時間120トンとし、供用開始は平成19年度と決定し、建設場所を●●氏の土地を含む角田市毛萱字丸森地区と設定いたしております。

この内容を報じた新聞記事の写しにつきましては、2月21日付で第1審の判決書と併せて、議員各位に送付したところでございます。

しかし、平成15年度の理事会におきまして、構成市町の財政が逼迫しており、大河原衛生センターの耐用期限である平成24年までに大河原町・柴田町の2町による施設の更

新が困難となることが予想されたことから、新施設の負担区分を2市5町から2市7町に、施設の処理能力を24時間120トンから、24時間200トンに、供用開始についても平成19年度から平成25年度に変更し、建設場所については丸森地区にこだわらず白紙の段階から再検討することとなったものでございます。

この変更することに至った背景につきましては、広域農道の整備状況、柴田郡内の3町合併の問題やごみ処理施設の技術革新などがあったようでございます。

その後、建設場所につきましては、●●氏の土地を含む丸森地区と角田衛生センター敷地、次に丸森地区の搬入道の見直し案と角田衛生センター敷地の2案を検討を行い、角田衛生センター敷地内での建設はその過程で断念することとなっております。

その後、平成22年8月6日の角田市議会特別委員会において●●氏の土地を含む丸森地区の改善案が不同意となり、同月末には角田市長から●●氏に対し、建設場所が変更となることを報告いたしております。

また、●●氏からはこれまでの金銭的な支出などについて、早急に解決してもらいたい旨の話がなされております。

同年9月1日の理事会において、角田市長から丸森地区が角田市議会特別委員会において否決されたことが、報告されております。

施設の建設場所は、その後、同年10月5日の理事会において、現在の仙南クリーンセンターの建設場所である角田市毛萱字西ノ入地区を建設場所と内定し、12月6日の理事会において、西ノ入地区を建設場所と決定したものであります。

その後、平成24年6月12日に●●氏が大河原簡易裁判所に調停の申立てを行い、同年8月6日に同裁判所調停委員会から調停案として980万円が示されましたが、同年9月11日に●●氏がこれを拒否し、民事調停は取り下げられ、終了となっております。

その後、平成25年6月12日に●●氏が仙台地方裁判所大河原支部に損害賠償の支払を求める訴えを起し、20回に及ぶ口頭弁論が行われております。

その間、平成28年9月7日に裁判所から調停案の980万円による和解の話がございましたが、●●氏が受け入れず、不成立となっております。

そして、同年11月25日に第1審の判決が言い渡されております。

2月21日付で議員各位に送付した判決書をお手元にご用意願いたいと思います。

こちらの1ページをご覧いただきたいと思います。

この判決について説明させていただいたと思います。

平成28年11月25日に判決が言い渡されております。

原告が●●●●●●訴訟証承継人●●●氏、被告が当組合でございます。

判決の主文ですが、

1. 原告の請求を棄却する。
2. 控訴費用は原告の負担とする。

というものでございます。以下、事実及び理由といたしまして、第一といたしまして請求内容、第2として事案の概要と、8ページからは第3として裁判所からの判断が述べられております。

14ページお開き願いたいと思います。

2の争点1としまして、組合側の契約締結前の段階における信義則上の義務違反の有無に対する裁判所の判断が述べられております。

また、アンダーライン部分を読ませていただきたいと思います。

(1)契約交渉がある段階に達し、相手方に対して契約の整理に対する強い信頼を生じさせるに至った場合、その当事者は契約締結に向けて誠実に努力すべき信義則上の注意義務を負い、正当な理由なく契約交渉を一方的に打ち切って相手方の信頼を裏切ったときは、不法行為として、相手方が契約締結を信頼して被った損害を賠償する責任があるというべきである。

としておりますが、行政主体は、策定された事業計画に拘束されるものではなく、社会情勢の変動等に伴ってその計画を変更することは原則として自由ではあるが、それは、事業計画の変動に伴って、何らの法的責任をも負担しないことまでを意味するものではなく、行政主体が、損害を補償するなどの代替的措置を何ら講じずに事業計画を変更して契約の締結を中止し、そのために、契約成立に向けて緊密な信頼関係にあった相手方に社会観念上見過ごすことのできない程度の損害を被らせた場合には、その計画変更が、天災等のやむを得ない客観的事情によるものでない限り、行政主体の不法行為責任を生じさせるというべきである。

(2)として、これを本件についてみるに、原告が本件承諾書を差し入れた平成14年2月7日の時点において、原告が本件土地の買収を強く信頼するのをもっともなことであり、これを生じさせた被告は、信義則上、本件土地の売買契約の成立に向けて誠実に努力すべき義務を負ったというべきである。

(3)のイの方になりますが、被告議会の議決の要否や有無が直ちに上記の信頼の有無を左右するものとはいえない。そして、本件承諾書は、●●が被告に対して本件土地をごみ処理施設用地として売却することを承諾することを、書面をもって約したものであり、これは、他への転売を控えるべき一定の拘束力を伴う趣旨と解することができるから、上記書面は、本件土地の売買契約が成立するとの強い信頼を生じさせるものということができる。

ウの方になりますが、被告理事会が建設場所の決定を角田市に一任したのは、被告の意思決定にほかならないことから、角田市議会の委員会において不同意の議決が成立したことにより、本件土地が建設予定地候補から外れたことをもって、被告に責任がないということではできない。

17ページになりますが、本件土地の買収中止について、天災その他の当該施策の変更

によって生じる損害を補填することなくその変更を行うことがやむを得ないと解すべき客観的事実が存在したとはいえない。

(4) 以上によれば、被告には、本件土地の買収に関し、契約締結前の段階における信義則上の注意義務違反があり、不法行為に基づき、原告の損害を賠償する義務があるといふべきであるという、裁判所の判断でございます。

次に、3番の争点の2といたしまして、原告の損害について裁判所の判断が記されております。

まず、(1)の移転登記経由を実現するための費用、こちらは300万円になります。

次のページになりますが、この300万円は、本件土地の買収交渉がなかったとしても支払を要したものであるから、上記300万円の支払は、●●が本件土地の売買契約が締結されるものと信じたことと相当因果関係にある損害であるということとはできないし、これを、社会観念上見過ごすことのできない程度の損害であるともいえない。

(2) 本件建物の解体費用、こちらは600万円になります。本件土地の荒廃による損害についてですが、次のページになります。

●●氏が解体した建物は平成11年6月頃には空き家となり、本件土地は平成13年には耕作もされていない状態であったというものであるから、本件建物が住居等として使用されなくなり、また、本件土地の一部の耕作がされなくなったのは、原被告間の本件土地の買収に関する交渉とは無関係であるといえる。

また、本件土地が新ごみ処理施設の買収予定地となり、本件建物が買収後に解体される予定となったとして、●●において本件建物や本件土地の維持管理を行うことに法律上も事実上も何らの制約が生じるものではない。むしろ、売買契約が締結されると強く信頼するに至った売主においては、売買契約が成立し目的物を引き渡すまでの間、少なくとも、目的不動産の価額が大きく減少することがない程度の維持管理を行って目的不動産の状態を維持すべき義務を負っているとも解される。

維持管理を中止したことによって、仮に同建物が湿気のために腐食して倒壊する恐れが生じ、その結果解体を要することになり、また、仮に本件土地の荒廃が進んで土地の価格が低下したとの事実経緯があったとしても、それは、●●の自らの選択・判断によるものであるというにすぎず、●●が本件土地の売買契約が締結されると信じたことと相当因果関係にある損害ということとはできないし、これを、社会観念上見過ごすことのできない程度の損害であるともいえない。

したがって、本件建物の解体費用、本件土地の荒廃による損害のいずれについても、●●が本件土地の売買契約が締結されるものと信じたことによる損害とはいえない。

(3) 以上によると、被告が信義則上の義務を怠った結果生じた損害を認めるには足りないから、弁護士費用も相当因果関係にある損害とはいえない。

4、以上によれば、原告の本訴訟請求は理由がないから棄却することとして、主文の

とおりの判決する。

というものでございます。

この裁判の後、●●氏は第1審の判決を不服といたしまして、同年12月7日に仙台高等裁判所に控訴し、平成30年1月18日の8回目となる裁判で裁判所から和解を勧告されたものでございます。

和解勧告書の写しを参考資料の1ページに載せておりますのでご覧いただきたいと思っております。

こちらの方、読まさせていただきます。

和解勧告、当裁判所は、事案に鑑み、本件を和解により解決することが相当であると認め、民事訴訟法第89条に基づき、下記和解条項案骨子のとおりの和解案を提示する。

和解条項案骨子、これにつきましては、議案書の和解条項案と同じ内容ですので、省略させていただきます。

平成30年1月18日、仙台高等裁判所第2民事部。

この、民事訴訟法の89条ですが、和解の試みに関する規定となっております。

裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み和解を試みさせることができるというものでございます。

この、既定に基づき和解勧告があったものでございます。

なお、●●氏は1千万円の解決金であれば和解に応じるということでございます。

解決金1千万円の根拠についてでございますが、裁判所から明確な根拠は示されておりませんが、この和解勧告に当たりまして、裁判官より和解調停において980万円という数字が示されており、その金額と余り変わらない金額であり、大変時間も掛かっており、役所側にも配慮してもらいたい、裁判所としては、合理的な提案としてとらえてもらいたいという説明がなされております。

また、本裁判の第1審、2審において、当組合の弁護を依頼しております●●法律事務所の●●弁護士にこの解決金1千万円についての見解を伺っております。

●●弁護士いわく、「裁判に長期間要してきたが、解決金1千万円は、最初の調停額と同程度の額であり、●●氏がこれまで拒んできた額を受け入れて、裁判の成り行きに沿ってきたことから、妥当な額と判断してよい。」という見解でございます。

この和解勧告を受けまして、翌日の1月19日開催の理事会定例会におきまして、和解について協議を行い、提案理由にありますとおり、理事会として和解条項案を受諾し、和解することと判断いたしましたので、本議案を提案するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番(吉野敏明君) 12番。

○議長(柄目孝治君) はい。12番、吉野敏明議員。

○12番(吉野敏明君) それでは、3号議案の和解条項案の受諾について質疑させていただきたいと思います。

先週月曜日、議会に対してですね、説明会を開いていただきまして、この案件について詳細に説明していただきました。

その中で、何人かの議員から質疑があったわけなんですけども、ただいまの議案の説明の中で、裁判所の合理的な提案であるということを真摯に受け止めるという説明があったわけなんですけども、今、担当課長の説明によると、その1千万の根拠というのは、はっきりした根拠はなかったかに感じておるわけなんですけども、広域の理事会若しくは理事長として、今回の和解についてこの合理的な提案であるという点、どのような点が合理的であったかと認識したのかその辺のところ聞きたいと思います。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 仙南クリーンセンターの土地の選定につきましては、いろいろ、社会情勢とかですね、各自治体の財政の問題がありまして、紆余曲折があった中で理事会及び事務局において、長年、鋭意努力をしてきたところでございます。

しかし、一所懸命に尽力してきたとはいえ、今回、裁判において、一部その交渉過程に疑義が示されましたことは、大変遺憾なことというふうに受け止めております。

今回の交渉や、今後の交渉や事務処理等に当たりましては、理事会及び事務局においてしっかりと情報を共有するとともに、圏域住民の皆さんにご迷惑、それから、組合議会議員の皆さんにご心配をおかけすることのないよう、適正かつ透明性を高めた中で進めて参りたいというふうに思っておりますので、今後とも、ご指導の程よろしくお願ひしたいというふうに思っているところでございます。

○議長(柄目孝治君) 吉野議員。

○12番(吉野敏明君) ご答弁ありがとうございました、といったらいいのどうか分かりませんが、私が聞いたかったのは、裁判所の合理的な提案なのかということの説明だったと思います。

広域として、今回の和解案がなぜ合理的だったか、と判断したかというか、その辺の理由を聞いたかったんですけども。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) これまで、理事会においていろいろ議論をさせていただきました。

全ての理事さんが統一した見解ではございませんでしたけれども、一応まとまったということでございます。

これにつきましては、やはりですね交渉の過程において、●●氏の方に承諾書という書類が組合の方に提出されて、それがですね、次の日に理事会に掛かった中で、新聞報

道であればそこに決定したということでございます。

これについては、裁判所でも話ししているように、相手はそれによって、もう土地は買ってもらえるというふうに思ったわけでございます。ですので、そこにやっぱり期待を持たせてしまったということに反省すべき点があったということでございます。

合理的な1千万につきましては、これは、我々が数字を示したのではなくて、地方裁判所においていろいろ調査したところで、980万円という提案がなされておりました。

我々はですね、これまでの交渉手続に、一切過失といいますか完璧に100パーセント正しかったというふうには、裁判所は取ってもらえませんでしたので、今回は長い時間も掛かっております、これからまた裁判を続けていってですね、また弁護士費用等かかるということを考えればですね、ここで一旦、最初に提案された980万円に近い形で高等裁判所が、裁判所として調停案を出された以上ですね、ここでしっかりと反省しながらも決着をさせた方がですね、今後、相手方の信頼関係を回復する上でもこれから我々事務を進めていく上でもですね、和解を受けるのが一番ふさわしい方法ではないのかなということで、取りあえず理事会として考え方がまとまったということでございます。

金額的な数字につきましては、我々が積算したものでないので、調停案で出された案に違いがなかったものですから、判断をさせていただいたということでございます。

もちろんこれは、圏域の住民の税金でございますので、今後こういうことのないようにですね、やはり交渉につきましては、きちんとした起案文書それから、復命書こういったものをきちんとした上ですね、議会の皆さんにきちんとお知らせできるような、そういう事務処理をしていくのが反省点ではないかなというふうに、理事長として今思っているところでございます。

○議長(柄目孝治君) 吉野議員、

○12番(吉野敏明君) はい。分かりました。

今回は、裁判所の方から和解勧告ということですので、例えばこれを広域側が受けないということになれば、裁判に進んで今の金額よりも、条件よりも厳しい条件になるのかなと推察することはできますので、まあ、反面仕方のないことなのかなとは思いつつも、やはり理事長がおっしゃったとおり、裁判所の方から契約締結前の段階における信義則上の注意義務違反行為があり不法行為に基づく原告の損害を賠償する責任があるというべき、ここまで、広域が言われたものですから、私の1回目の質問のときに、理事長も答弁していただいたとおり、今後こういったことがないように、やはり広域内でもきちんと透明性を図るなり、事務執行のシステム化というかマニュアル化をされているとは思いますが、相手方に誤解を与えないような、やはり折衝はこれから必要なんだと思いますので、その辺のところは、理事長若しくは助役の方からきちんと職員に徹底することをお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長(柄目孝治君) ただいまの件に関して、答弁ありますか。

○理事長(滝口茂君) はい。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) ご指摘のあったとおりですね、今後の事務処理につきましてはですね、理事会及び事務局に改めて、交渉した過程がですね、不信感を抱かれないように、また、裁判所からこういう指摘を受けることのないように、しっかりとした事務処理を行って、透明性を高める中でどういう場合でも、議会にですね、きちんと対応できるような体制を整えてまいりたいというふうに、思っているところでございます。

ご指導、どうもありがとうございました。

○議長(柄目孝治君) 他に質疑はありませんか。

○10番(丸山勝利君) はい、10番。

○議長(柄目孝治君) 10番、丸山勝利議員。

○10番(丸山勝利君) はい。

先日の説明会の折に、この判決文を見ても何ですけども、この、信義則上の注意義務違反という部分を指すのが、多分この土地売渡承諾書になると思うんですけども、この開示を求めたんですけども、結局まだ判決に影響を与えかねない証拠書類と考えられるっていうんですけども、その場合、民事開示した場合どういう影響があるのかと、理事会において理事の皆さんは、この承諾書を見て判断したのか見てないのか、それ2点お願いします。

○議長(柄目孝治君) 答弁願います。岩間助役。

○助役(岩間利裕君) お答え申し上げます。

承諾書は、理事会ではご説明をさせていただいております。

それで、判決のまだ和解が決まったわけではない、継続案件ということで、1審の判決では組合の方に信義則上の注意義務違反というような判断がなされておりますが、それが、棄却された理由の中では、●●氏の方の請求が社会通念上そういったことの損害までは認められないということで、裁判所で棄却をされたということで、我々の方では、1審の裁判の中でですね、承諾書について契約まで至れるものではないというような主張をずっとやってまいりました。

この裁判が、もし和解がいただけるということになれば、そういった土地売買売却承諾書ですか、それは、売買契約とは異なるということで主張してまいりまして、特にごみ処理施設というものにつきましては迷惑施設と言われております関係上、周辺住民ですとか、あるいは反対運動、そういったものがあつた場合には、なかなか計画が建設着手まではいけないということがあつたということも主張してまいりました。

今後、仮にそういったことでは、第1審ではそういった判断を下されたところではございますが、我々としては、またそういった主張を続けていく必要があるのかなということで、裁判上の争点と考えられるということで、今回は、提出は見送らせていただい

たということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(柄目孝治君) 丸山議員。

○10番(丸山勝利君) はい。

この判決とか説明を聞くと、この承諾書の内容ってのが非常に問題になってくるのかなって、議決の中でも問題になってくるのかなと思うんですけども、その中で、結局理事の皆さん、これ見て判断なさったのかというところなんですけども、この、承諾書の内容を見ている人はいるのか、それで理事会で判断されたのか、また、それであれば議会議員にも配布して、その内容を精査したって言い方はおかしいかもしれないですけども、見てこの決を判断すべきじゃないのかなと思うんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

○議長(柄目孝治君) 助役。

○助役(岩間利裕君) 承諾書そのものにつきましては、理事会の方にはお見せしておりません。

理事会として、裁判所の判断でそういった承諾書を取ったということで、こういう判断が下されていますよということとはご説明をして、裁判1審の判決文を理事会に配布をしているところでございます。

○議長(柄目孝治君) 丸山議員。

○10番(丸山勝利君) はい。

そうすると、承諾書の中身うんぬんではなくて、結局承諾書を取ったという行為自体っていうか、もらった自体が結局その信義則上の注意義務違反ってことで考えてよろしいんですか。

○議長(柄目孝治君) 助役。

○助役(岩間利裕君) 2月の7日に●●氏の方から承諾書をいただいて、2月の9日に理事会を開いて、そのことによりまして2月の10日、新聞記事に河北新報の方に決定したという記事が掲載されております。

そういったことが、相手方に信頼を与えたというような結果になったと考えております。

○議長(柄目孝治君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第3号議案、損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第4号議案 仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（柄目孝治君） 日程第8、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第4号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年1月26日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額の標準が改正されております。

このことから、当組合手数料徴収条例で定める危険物規制事務手数料の額の改正を行うものであります。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（柄目孝治君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声）討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより第4号議案、仙南地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第5号議案 平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)

○議長(柄目孝治君) 日程第9、第5号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長(滝口茂君) はい、議長。

○議長(柄目孝治君) 滝口理事長。

○理事長(滝口茂君) 第5号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,548万7千円を追加し、予算の総額を45億5,388万5千円とするものであります。

補正予算の概要についてであります。次の4点に係る補正予算となっております。

はじめに、損害賠償請求控訴事件に関する和解条項案の受諾に係る経費を追加するものであります。

行政報告で申し上げましたとおり、当組合に対して損害賠償を請求している控訴審裁判において、裁判所から和解勧告がなされ、理事会として和解勧告を受諾し和解することといたしましたので、その解決金1千万円を計上するものであります。

次に、行政報告で申し上げました亘理名取共立衛生処理組合からの家庭系一般廃棄物の受入れに伴う経費につきまして、歳入歳出予算に計上するものであります。

次に、旧角田及び大河原衛生センターごみ処理施設の廃止に伴う精算関係についてであります。

両施設を廃止したことに伴いまして、施設の延命化等のために借入れした地方債の償還に係る理論算入による交付税措置が打ち切られたこと、また、両センターにおいて前年度の決算において剰余金が生じておりましたので、併せて精算いたそうとするものであります。

最後に、仙南最終処分場の延命化に係る地元対策事業費において、不用額が生じたので市町負担金を減額するものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて詳細説明を求めます。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

○議長(柄目孝治君) 水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、理事長の命によりまして、第5号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、理事長の提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に、

それぞれ、7,548万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億5,388万5千円とするものでございます。

歳出の補正予算からご説明申し上げますので、12、13ページをお願いいたします。

4款衛生費2項1目清掃総務費では、6,086万円の追加でございます。内訳は、22節補償、補填及び賠償金に1千万円の追加、23節償還金、利子及び割引料に5,086万円の追加でございます。

22節補償、補填及び賠償金では、当組合に対する損害賠償請求控訴事件に係る解決金の追加でございます。この財源については、衛生施設整備基金から繰り入れをするものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料の5,086万円の追加については、二つの内訳がございます。共に精算関係でございます。

一つ目は、市町負担金返還金のうち、特別負担金分に係る分で、3,436万1千円の追加です。これは、平成29年1月に施設を廃止いたしました旧角田衛生センターごみ処理施設と旧大河原衛生センターの公債費元利償還金に対する組合特別負担金と、その財源であります地方交付税において、施設閉鎖に伴い交付税措置が打ち切られ、特別負担金を支出しました設置市町である角田市と大河原町において差額が生じたので、施設ごとに精算し、角田市に2,471万円、大河原町に965万1千円返還しようとするものでございます。この財源については、市町負担金となるものでございます。

二つ目は、旧角田衛生センター及び旧大河原衛生センターの平成28年度決算剰余金を精算いたすものです。

両センターとも、平成28年12月までに、ごみの焼却を終える計画にて関連経費を予算措置しておりますが、計画より早く焼却が終えることができたことなどによりまして、決算剰余金が生じたものでございます。

今回この分を精算いたしまして負担市町へ返還しようとするものです。合計1,649万9千円で、内訳については、旧角田衛生センター分627万6千円は2市5町に、旧大河原衛生センター分1,022万3千円については、大河原町と柴田町に返還いたそうとするものでございます。

この財源ですが、決算剰余金については財政調整基金に積み立てしておりましたので、同基金から繰り入れするものでございます。

続いて、2目のじん芥処理費では、仙南クリーンセンター運営委託料に333万5千円追加するものでございます。

これは、亘理名取共立衛生処理組合から、家庭系のごみ1,200トンを受け入れするに当たりまして、仙南クリーンセンター運営委託の変動料金が発生することから追加いたすものでございます。

この財源については、亘理名取共立衛生処理組合からのごみ処理費用負担金でござい

ます。

次に、6目の仙南最終処分場延命化対策費では、1万3千円の減額です。

延命化対策費は、白石市へ寄付金として支出するもので、平成29年度の対策事業費の確定により、不用額を減額するものでございます。この減額により市町負担金が減額となるものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

8款の予備費でございます。

亘理名取共立衛生処理組合からの、ごみ処理費用負担金の収入分から歳出経費充当後のオーバーフロー分を予備費に追加いたしておるところでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の補正予算となります。

1款分担金及び負担金です。衛生費負担金として3,434万8千円の追加です。市町負担金の内訳書をご覧いただきたいと思います。仙南最終処分場では、延命化対策費の確定による減額分です。旧角田衛生センターと旧大河原衛生センターについては、組合債元利償還金に対する特別負担金と交付税算入額を精算いたすための追加でございます。

次に、6款繰入金の1目財政調整基金繰入金1,649万9千円の追加は、旧角田衛生センターと旧大河原衛生センターに係る平成28年度決算剰余金精算分に係る繰入金でございます。

3目衛生施設整備基金繰入金については、当組合に対する損害賠償請求控訴事件に係る解決金に充当するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

8款3項2目1節雑入に1,464万円追加しております。亘理名取共立衛生処理組合から1,200トンのごみ処理を受けるに当たり、ごみの搬入50キロ(グラム)につきまして、610円を適用いたしました、ごみ処理費用負担金でございます。

以上が、一般会計補正予算(第4号)になります。

以上で、第5号議案の詳細説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「なし」の声) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」の声) 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより第5号議案、平成29年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第6号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第7号議案 平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

○議長（柄目孝治君） 日程第10、第6号議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第7号議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（滝口茂君） はい、議長。

○議長（柄目孝治君） 滝口理事長。

○理事長（滝口茂君） 第6号議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第7号議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の2議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

施政方針の中でも触れましたが、組合の構成市町におきましては、今後も厳しい財政運営を迫られる状況にあります。

このような中、当組合の平成30年度一般会計予算では、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業、消防車両の更新など大規模な事業を計画していることから、更なる事務経費の削減に徹し、平成30年度予算を編成したところであります。

はじめに、一般会計歳入歳出予算であります。予算の総額を前年度に比較し18.6パーセント増となる56億881万2千円として編成したところであります。

次に、債務負担行為につきましては、柴田斎苑の建て替えに伴う地元対策事業として、柴田斎苑建替対策事業を新たに設定しようとするものであります。

債務負担行為の期間につきましては、平成30年度をゼロ債務とし平成31年度まで、限度額を2,300万円とするものであります。

次に、地方債につきましては、斎苑建替整備事業及び消防施設整備事業で、総額11億6,250万円を計上したところであります。

また、一時借入金であります。借入れの最高額を11億円と定めるものであります。

続きまして、歳入歳出を含めた平成30年度の予算計上の特徴点について申し上げます。

1点目は、白石斎苑及び柴田斎苑建替整備運営事業についてであります。

本事業につきましては、平成29年度から建替整備工事に着手しており、平成30年度は白石斎苑におきましては工事の進捗率を41パーセント、柴田斎苑におきましては同進

抄率を 83 パーセントと見込み、事業費を計上しております。

第 2 点目は、仙南クリーンセンター関係についてであります。

本施設は、昨年 4 月から本格的に稼働し、これまで順調に燃やせるごみの処理を行っているところであります。平成 30 年度におきましては、昨年度よりも 3 千トン多いごみ処理量を見込んだことにより、歳出の運営委託料と歳入の発電に伴う売電収入を増額し計上しております。

また、農林業系廃棄物の試験焼却に伴う予算といたしまして、試験焼却計画に基づく 2 クール分、10 トンの農林業系廃棄物の焼却に係る経費を計上しております。

第 3 点目は、し尿処理施設整備調査事業についてであります。

当圏域内のし尿処理施設である角田衛生センターは施設建設から本年 4 月で 30 年が経過し、柴田衛生センターにおきましては 32 年が経過しております。

し尿処理施設のような腐食性ガスによる損傷を受けやすい施設の場合、施設の耐用年数は一般的に 24 年とされておりますことから、平成 30 年度において、長寿命化の適否や、今後の施設整備に向けた管理運営について調査を行うものであります。

一般会計最後になりますが、第 4 点目は消防車両の更新等についてであります。

平成 30 年度におきましては、大河原消防署の普通消防ポンプ自動車及び大河原消防署村田出張所の高規格救急自動車を更新配備する計画としております。

大河原消防署に更新配備する普通消防ポンプ自動車は、緊急消防援助隊に登録している車両の更新となることから充当率 100 パーセント、元利償還に係る 70 パーセントが交付税措置される緊急防災・減災事業債を活用し、整備するものであります。

また、消防費におきましては、老朽化している消防署庁舎などの整備に充てるため消防施設整備基金への積立金を計上しております。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。

特別会計歳入歳出予算といたしましては、予算の総額を前年度に比較し 3.3 パーセント増となる 1 億 4,340 万円として編成したところでございます。

当センターは、平成 8 年 10 月の開館以来 21 年が経過し、老朽化が進んでおりますことから前年度と比較して 21 パーセント増となる維持補修費を計上しております。

以上、平成 30 年度において計画しております主要な政策的経費について申し上げますが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(柄目孝治君) 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) それでは、理事長の命によりまして、第 6 号議案及び第 7 号議案の詳細説明を申し上げます。

はじめに、第 6 号議案の一般会計予算から説明させていただきます。

平成 30 年度組合予算書を用いまして説明をさせていただきますので、予算書の 10 ペ

ージ、11 ページお開き願います。

歳入の予算となります。1 款分担金及び負担金です。

1 項 1 目の市町負担金は、予算額が 37 億 2,824 万 6 千円。前年度と比較いたしまして 1 億 3,077 万 7 千円の増額となっております。

この増額となりましたのは、主に白石・柴田斎苑建替事業費 2 年目となります整備工事の進捗率によるものでございます。

市町負担金の内訳につきましては、中ごろの表のとおりでございます。

また、下段の 1 項 2 目の東日本高速道路株式会社負担金については、高速自動車道における救急業務負担金ですが、救急隊 1 隊を維持するために要する経費の引下げ及び前々年度の救急出場件数の減により、かかる係数が下がったことにより減額となったものでございます。

続きまして、12、13 ページをお願いします。

2 款使用料及び手数料では、予算額が 4 億 8,226 万 8 千円、前年度と比較いたしまして 25 万 7 千円の増額となっております。

ここでは、行政財産使用料、ごみ処理手数料、動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料、それから消防手数料を計上してございます。

このうち、ごみ処理手数料を含む 2 項 2 目衛生手数料では、前年度より 25 万 2 千円の減。これは、動物死体焼却手数料におきまして、持込み者の減の見込みによるものでございます。

款全体で増となりました主な理由は、3 目消防手数料において、危険物規制事務手数料の増収を見込んだことによるものでございます。

続きまして、14、15 ページをお願いします。

3 款国庫支出金 1 項 1 目 1 節衛生費補助金の、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金ですが、歳出におきまして計上いたしました、農林業系廃棄物試験焼却業務委託料と、それに伴う飛灰運搬委託料 2 クール分につきましては、対象経費の 2 分の 1 が国庫補助金が交付となるものでございます。

このほか、歳入予算 4 款県支出金以降につきましては、歳出予算の説明の中で触れていきたいと考えてございます。

なお、歳出予算の説明につきましては、主要なもののみ説明とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

はじめに、24、25 ページをお願いいたします。

歳出予算の 1 款の議会費です。

予算額が 2,329 万 7 千円。前年度より 133 万 5 千円の減となっております。

4 回の組合議会定例会をはじめとする、各会議に係る組合議長、組合議員の報酬・費用弁償などを計上してございます。

減となりました理由は、平成 29 年度実施の議員視察研修旅費 150 万 1 千円の分が要因でございます。

次に、28、29 ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費です。

予算額が 1 億 5,276 万 7 千円、前年度と比較いたしまして 74 万 4 千円の増額となっております。

これは、1 目一般管理費において、給与条例の改正による給料・勤勉手当の増により人件費が増になっていることと、平成 30 年度は、理事行政視察研修を見込んでいることから増額となっておりますが、30 ページ、31 ページをお願いいたします。

2 目財政管理費では、平成 29 年度に実施いたしました、トイレ改修工事や事務連絡車購入費などによりまして 510 万 5 千円減額となっているものでございます。

32、33 ページをお願いいたします。

2 項の徴税費です。下の方になります。予算額が 5,242 万 7 千円。

前年度と比較いたしまして 184 万円の増額でございます。

滞納整理事務に要する経費を計上いたしてございます。派遣をいただいている職員の人件費や、給与条例の改正、職員届出手当てによりまして、人件費で増額となっているものでございます。

続きまして、42、43 ページお願いします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費でございます。

予算額が 16 億 5,579 万 9 千円。前年度と比較いたしまして 10 億 8,049 万 2 千円の増額でございます。

業務課及び五つの斎苑に係る維持管理経費、それから、白石・柴田斎苑建替事業費に係る予算を計上してございます。

この、増額となりましたのは、46、47 ページをお願いいたします。

1 項 3 目白石斎苑建替事業費、それから、1 項 4 目柴田斎苑建替事業費で、整備工事が 2 年目を迎えて、工事の進捗率が、白石斎苑では 41 パーセント、柴田斎苑では 83 パーセントを計上していることから、前年度から増額しているものでございます。

なお、3 目及び 4 目の財源については、歳入 9 款の組合債 3 億 6,060 万円と 7 億 5,340 万を見込んでおるところでございます。

続きまして、48、49 ページをお願いいたします。

2 項清掃費でございます。

予算額が 13 億 465 万 6 千円。前年度より 1 億 5,924 万 2 千円減額となっております。

この減額の主な理由ですが、主に、二つの対策費が平成 29 年度で終了したことによるものでございます。

1 目清掃総務費では、仙南リサイクルセンター、動物焼却施設、し尿処理施設に係る

人件費などを計上してございます。

主に、退職手当組合率の変更によりまして減額となったものでございます。

50 ページ 51 ページをお願いいたします。

2 目のじん芥処理費では、予算額が 7 億 7,191 万 2 千円。

前年度と比較いたしまして、1,412 万 7 千円の増額となっております。

2 目のじん芥処理費では、仙南クリーンセンターなど、ごみ処理施設に係る維持管理経費を計上してございます。

増となりました主なものは、13 節の委託料でございまして、前年度から 1,033 万 1 千円増の 7 億 2,063 万 5 千円を計上したことによるものでございます。

これは、53 ページをお願いいたします。

委託料の上から 5 行目になります。仙南クリーンセンター運営委託料です。

それから、そこから 2 行下の飛灰・掘り起こしごみ運搬委託料です。

ごみ処理量を約 3 千トンほど多く見込んだことによりまして、約 1,300 万円増額してございます。

また、委託料の一番最後の行になります、農林業系廃棄物試験焼却業務委託料では、平成 30 年度 2 クールに係る経費を計上してございます。

なお、この 2 目の財源については、ごみ処理手数料、それから家庭ごみ処理手数料、動物死体焼却手数料、財政調整基金繰入金に仙南クリーンセンター売電収入を特定財源として見込みまして、農林業系廃棄物試験焼却業務委託料に係る財源では、国庫補助金と、震災復興特別交付税見合い分を見込んでおるところでございます。

3 目のし尿処理費では、前年度と比較いたしまして 333 万円増で、角田衛生センターし尿処理施設及び柴田衛生センターに係る維持管理経費を計上してございます。

増額となりましたのは、54、55 ページをお願いいたします。上から 2 行目です。

13 節の委託料の生し尿貯留槽他清掃点検委託料を計上したことによるものでございます。これは、柴田衛生センター受入槽などの内部に沈んでいる砂の除去のために清掃点検を委託しようとするもので、この分が増額となったものでございます。

続きまして、4 目の家庭ごみ有料事業費です。

家庭ごみ有料事業費には、有料指定袋の製造保管、配送委託料、売りさばき手数料に係る経費の他ごみダイエット絵画標語コンクールに係る啓発経費を計上してございます。

この財源といたしまして、歳入の 2 款使用料及び手数料 2 項 2 目衛生手数料に、この事業に伴う家庭ごみ処理手数料 2 億 8 千万円を見込んでございます。

なお、この 4 目の歳出経費を超えた分については、2 目のじん芥処理費の特定財源として、充当いたしているところでございます。

続きまして 56、57 ページをお願いいたします。

5 目し尿処理施設整備調査費といたしまして、1,933 万 2 千円を計上しております。

これは、角田及び柴田衛生センターし尿処理施設に係る、長寿命化の適否等につきまして専門業者に調査業務を委託するものです。

この財源については、全額財政調整基金を充てるものでございます。

次に、廃目となっております二つの対策費については、共に平成 29 年度で終了いたしましたことによる廃目でございます。

次に、58、59 ページをお願いいたします。

5 款 1 項消防費です。予算額が 19 億 9,785 万 4 千円、前年度と比較いたしまして 6,554 万 7 千円の減額の予算でございます。

1 目常備消防費では、主に消防職員の人件費や職員研修費、指令装置の保守管理をはじめとする各種委託料、基金積立金を計上しておりまして、前年度と比較いたしまして 3,715 万 1 千円の増額でございます。

このうち、職員の人件費では、1,101 万 4 千円増額となっております。

人件費では、主に平成 29 年度の給与条例改正に伴う増、それから、扶養・児童・住居手当の届出による職員手当等で増額となったものでございます。

62、63 ページをお願いいたします。

25 節積立金です。消防施設整備基金に 3 千万円計上してございます。

これは、将来の消防署庁舎の建設などに備え積立てするものでございまして、前年度より 1 千万円増といたしてございます。

それから、この 1 目の常備消防費の財源については、県から移譲されました液化石油ガス、火薬類の取締り事務に係る移譲事務交付金その他、高速道路における救急業務負担金、消防手数料、それから宮城県派遣職員負担金に、防災ヘリ運航連絡協議会市町村等助成金などの収入を特定財源として充当してございます。

2 目の消防施設費では、前年度と比較いたしまして、1 億 269 万 8 千円の減額です。

2 目では、工事請負費において、指令装置用バッテリー更新工事と、駆け込み通報装置設置工事を新規で計上してございます。

駆け込み通報装置設置工事では、消防署所が、各種災害や救急出動により不在時でも住民に対応できるよう、玄関付近に指令課直通の通報装置を設置するものでございます。

備品購入費では、大河原消防署村田出張所配備の高規格救急自動車 1 台の更新と、大河原消防配備の普通消防ポンプ自動車 1 台の更新を図ることとしてございます。

2 目が減額となりましたのは、平成 29 年度において小型動力ポンプ自動車購入分や、それから指揮隊車購入分、それから浸水対策工事などを実施したことによる減でございます。

この 2 目の財源については、歳入の 4 款県支出金として市町村振興総合補助金 437 万 2 千円、組合債として 4,850 万円、物品売払収入として 40 万 1 千円を特定財源として見込んでございます。

次に、64、65 ページをお願いいたします。

6 款の教育費です。予算額が 1 億 5,630 万 6 千円、前年度と比較いたしまして 130 万 4 千円の減の予算となっております。

この減となりました主な理由でございますが、66 と 67 ページをお願いいたします。

2 項 1 目視聴覚教材センター費において、110 万 7 千円を減額したことが要因でございます。

これは、視聴覚教育情報提供システム保守管理委託と賃借料、こちら、平成 29 年度で契約満了となりました。

今年度は、契約を更新せずに、独自システムにより運用するために平成 30 年度は未計上としたことから、13 節委託料と 14 節使用料及び賃借料が減額となりまして、また、14 節のメディア研修用パソコン等賃借料について、30 年度から再リースとすることにより減額となったものでございます。

続きまして、68、69 ページをお願いいたします。

6 款 3 項 2 目 28 節、仙南芸術文化センターへの繰出金です。

予算額が 1 億 2,172 万 5 千円。この繰出金の財源ですが、ふるさと市町村圏基金からの繰入金が 140 万円、市町負担金が 1 億 2,032 万 5 千円でございます。共に、前年度同額でございます。

続きまして、7 款の公債費です。

予算額が 1 億 6,656 万 2 千円。前年度と比較いたしますと 2,194 万 1 千円の増となっております。

主に、仙南クリーンセンター建設で借入れしました、平成 26 年度債の元金償還の開始によりまして増額となっているものでございます。

次に、第 2 表の債務負担行為、第 3 の表地方債、議案書第 4 条における一時借入金については、理事長の提案理由のとおりでございますので省略させていただきます。

以上が、第 6 号議案一般会計予算になります。

続きまして、86、87 ページをお願いいたします。

第 7 号議案仙南芸術文化センターの特別会計予算になります。

歳入歳出予算はそれぞれ 1 億 4,340 万円、前年度と比較しますと 459 万 4 千円増の予算でございます。

上の表歳入予算の 4 款繰入金こちらが増額してございます。

これは、仙南芸術文化センター財政調整基金繰入金の増でございます。歳出の維持補修費に充てるために増額いたしているものでございます。

続きまして 94、95 ページをお願いいたします。

歳出 1 款 1 項 1 目仙南芸術文化センター費では、前年度と比較いたしまして 459 万 4 千円の増の予算でございます。

仙南芸術文化センター費では、仙南芸術文化センターに勤務する職員の人件費、維持管理に係る各委託料、維持補修費などを計上しておりまして、主に、増額となりましたのは維持補修の分でございます。

96、97 ページをお願いいたします。

15 節工事請負費で前年度より 340 万 4 千円増額としてございます。

仙南芸術文化センターは建設から 20 年を超えることから維持補修箇所が増えてきておりまして、平成 30 年度は、消防設備交換工事など 3 件の工事請負費を新規計上したことによりまして、増額となっているものでございます。

この 1 目の仙南芸術文化センター費の財源といたしましては、仙南芸術文化センター事業収入いわゆる友の会収入、それから仙南芸術文化センター使用料、財産収入等を特定財源として見込みまして、工事請負費の増には、財政調整基金から繰入措置をいたしてございます。

以上が、第 7 号議案仙南芸術文化センター特別会計予算となります。

以上で、第 6 号議案、及び第 7 号議案の詳細説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(柄目孝治君) 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○9 番(佐藤貴久君) はい。

○議長(柄目孝治君) 9 番、佐藤議員。

○9 番(佐藤貴久君) 9 番、佐藤貴久です。

細いんですけど、1 点確認させていただきます。

動物焼却施設の使用料及び手数料が 45 万 6 千円減少しておりますが、ワンちゃん、猫ちゃんのペットブームはまだ続いていると思うんですが、持込み減が予想されていることですが、この圏域では個体数が減っているんですか。

この、減額の理由を示してください。

○議長(柄目孝治君) 企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、動物の焼却の個体数が減っているのか、というご質問でございました。個体数につきましては、平成 29 年度より 277 頭、焼却減を見込んでおるところでございます。

この、減の理由につきましては、業務課長の方から説明をいたさせます。

○議長(柄目孝治君) 阿部業務課長。

○業務課長(阿部直樹君) それでは、私の方から追加でお答えをさせていただきます。

昨年くらいからですね、動物の焼却に至りましては、骨の持ち帰りというものを、圏域内においては中止をさせていただいております。

こちらは、施設の老朽化が著しいことと、焼却に対応する頭数が増えてきたということで、去年の4月から骨の持ち帰りを、一時中止をさせていただいた結果、持ち帰りを希望していた方が、270件ほど去年より減ってきているという事実を踏まえまして、平成30年度の予算につきましても、減の見込みとさせていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（柄目孝治君） 佐藤議員、よろしいか。

○9番（佐藤貴久君） はい。

○議長（柄目孝治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第6議案は、原案のとおり可決されました。

これより、第7号議案、平成30年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柄目孝治君） 起立全員であります。

よって、第7議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第238回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後5時59分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年2月26日

仙南地域広域行政事務組合

議会議長 柄 目 孝 治

署名議員 山 谷 清

署名議員 菊 池 修 一